

岡山労働局発表
令和3年4月28日

岡山労働局 労働基準部 健康安全課
担当 健康安全課長 小松原邦正
産業安全専門官 田淵英二
TEL 086-225-2013(直通)
TEL 086-238-6216(夜間)

令和2年 労働災害発生状況(確定値)

— 県内の死傷災害 2,300 人超は 15 年ぶりの大幅な増加、新型コロナウイルス感染症は 194 人 —

岡山労働局(局長 内田 敏之)は、岡山県内における令和2年1月から12月の労働災害の発生状況を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

1. 死傷災害(休業4日以上)

- **死傷災害 : 2,337 人** (前年比+216 人、+10.2%)

2,300 人超は平成 17 年 2,343 人以来、15 年ぶりの大幅な増加です。災害の型別では、その他 535 人(+187 人、+6.5%) (新型コロナウイルス感染症 194 人を含む。)に次いで、転倒災害 514 人(+65 人、+14.5%)が大幅に増加し、このうち 222 人(43.2%)が 60 歳以上でした。また、死傷災害全体の 590 人(25.2%)が 60 歳以上でした。

○ 業種別の状況

- ① 製造業: 693 人(+121 人、+21.2%)

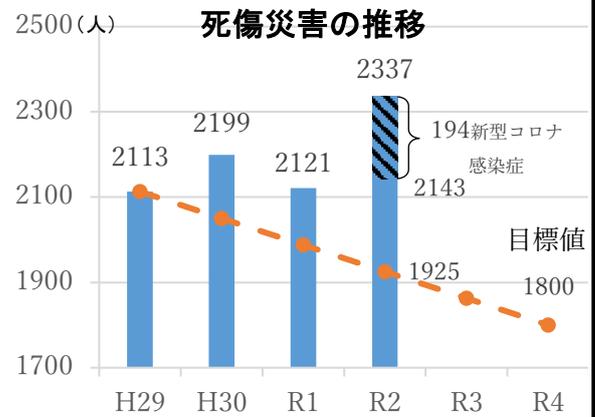
はさまれ・巻き込まれ災害 125 人(▲29 人、▲18.8%)で 18.0%、転倒災害 108 人(+6 人、+5.9%)で 15.6%、墜落・転落 86 人(+11 人、+14.7%)で 12.4%を占めています。

- ② 社会福祉施設: 232 人(+69 人、+42.3%)

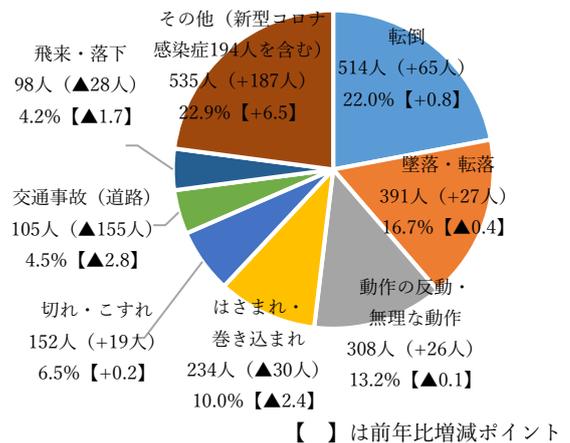
動作の反動・無理な動作(腰痛など)77 人(+28 人、+57.1%)が増加し、うち 41 人(53.2%)が 40 歳以上の女性でした。転倒災害 61 人(+4 人、+7.0%)でした。この2種類の事故の型で社会福祉施設での災害の 59.5%を占めています。

- ③ 小売業: 231 人(+41 人、+21.6%)

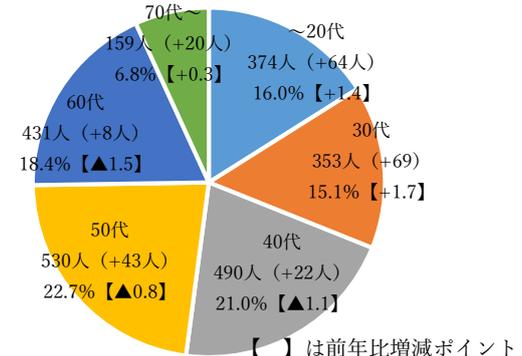
転倒災害 92 人(+30 人、+48.4%)が大幅に増加し、うち 65 人(70.7%)が 40 歳以上の女性でした。



令和2年事故の型別災害発生割合



令和2年年齢別災害発生割合



2. 死亡災害

- **死亡災害：16人**（前年比+1人）
- 業種別の内訳
建設業 6人（+1人）、運輸交通業 3人（+2人）、製造業 3人（+1人）、第三次産業（商業、清掃業）3人（▲1人）、その他の業種 1人（▲1人）
- 事故の型別の内訳

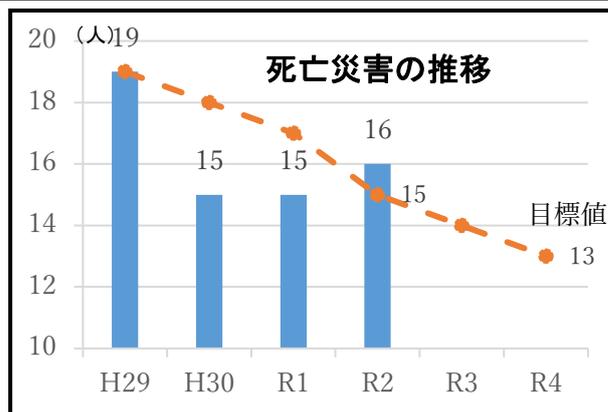
① 墜落・転落 5人

5人中4人が建設業。また、5人中2人が脚立、はしごを使用した作業中で高年齢労働者の単独作業でした。

② はさまれ・巻き込まれ 5人

5人中4人が機械等の清掃やメンテナンスなどの非定常作業を単独で実施。また、清掃やメンテナンスを行う際に機械の運転を停止していなかった事案は3人でした。

③ その他 6人



3. 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症関連 194 人で、製造業 114 人、保健衛生（医療、社会福祉施設）60 人、その他 20 人でした。

4. 今後の取り組み

① 災害防止対策の方針

転倒、高年齢者の災害の増加を踏まえて、製造業、社会福祉施設、小売業などに対して、段差解消、手すり設置、防滑靴の導入などのエイジフレンドリーガイドライン【別添資料1】の指導を行う。

さらに、社会福祉施設の腰痛等防止として、エイジフレンドリー助成金【別添資料2】の活用による介護用リフト等の設置を引き続き奨励し、「転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」」などを励行する。

また、製造業、建設業に対して墜落・転落災害の防止として、墜落制止用器具の着用及び使用の徹底や墜落防止措置が困難な脚立、はしごの作業は「はしご、脚立を使う前に」【別添資料3】といったチェックリストの活用を指導する。

② 職場における新型コロナ感染症の防止

感染症防止の取り組みの「5つのポイント」チェックリスト【別添資料4】による取組状況の確認と啓発指導を監督署で実施し、エイジフレンドリー補助金の活用による空気清浄機導入等の感染症防止の取り組みを支援する。また、労働局の専用相談窓口で、取り組みに関する事業者、労働者からの相談に対応します。

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）
他



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

(エイジフレンドリーガイドライン)

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです*。

* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

*経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

エイジフレンドリー補助金の活用について

- 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者に対して、高年齢労働者の労働災害防止の観点から講じる措置に係る経費を補助（**補助率1/2、上限100万円**）。
 - 補助対象としては、エイジフレンドリーガイドラインに記載されるような職場環境改善措置（手すりの設置や段差の解消等）に加え、**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置**（接触を防止する設備等）。
 - 業務効率化、生産性向上に重きがあると考えられる設備・機器については対象外。
- ※詳細は厚生労働省ウェブサイトエイジフレンドリーガイドラインQ&Aより

補助金の活用例

- トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等の設置
 - ハンドリフト、ホイスト等の購入
 - 熱中症予防対策
 - ・事業場内で暑熱又は寒冷な場所での作業を行っている場合、**休憩室にエアコンの設置**
 - ・**空調服**（ただし、高年齢労働者の人数分であって、着替え用の予備は対象外）
 - 介護施設等における自動浴槽やリフトの設置
- ※電動ベッドや車いすなど、被介助者側の負担軽減・介護サービス向上が主目的なものは対象外。ただし、スライディングボードを使用する際に必要となる片肘が外せるなど高年齢労働者の負担軽減になる車いすは対象。
- 空気清浄機**については、新型コロナウイルス感染防止のため以下の条件を満たす場合は対象
 - ・HEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量が5m³/min程度以上
 - ・人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に設置すること
 - ・空気のおどみを発生させないように外気を取り入れる風向きと一致させること
- ※交付決定後に購入等することが補助金の交付の条件

はしごを使う前に

別添資料3

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

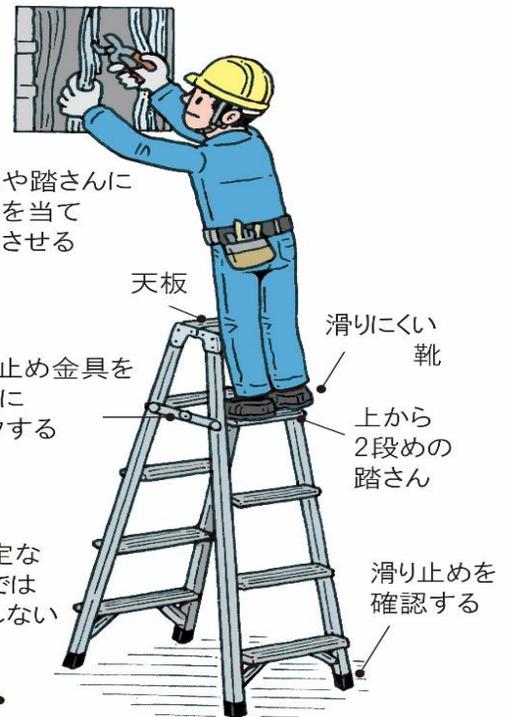
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

令和2年分死傷災害(休業4日以上) 事故の型別発生状況(確定値)

前年同期比較

岡山労働局

業種	合計 (全事故の型)			事故の型別																								
	年別	'20年	'19年	増減	転倒			墜落・転落			はさまれ・巻き込まれ			動作の反動・無理な動作			交通事故(道路)			切れ・こすれ			飛来・落下			その他		
					'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減	'20年	'19年	増減
合計	2,337	2,121	216	514	449	65	391	364	27	234	264	▲30	308	282	26	105	155	▲50	152	133	19	98	126	▲28	535	348	187	
製造業	693	572	121	108	102	6	86	75	11	125	154	▲29	54	55	▲1	6	6	0	65	56	9	35	42	▲7	214	82	132	
金属製品	105	103	2	11	6	5	13	9	4	30	40	▲10	5	7	▲2	1	1	0	4	6	▲2	16	12	4	25	22	3	
機械器具	88	79	9	11	15	▲4	16	10	6	17	14	3	12	12	0	2	0	2	7	10	▲3	6	8	▲2	17	10	7	
化学工業	58	66	▲8	8	8	0	8	9	▲1	10	20	▲10	10	9	1	0	0	0	8	7	1	0	5	▲5	14	8	6	
製材木製品	38	33	5	3	1	2	6	8	▲2	6	12	▲6	2	1	1	0	0	0	16	8	8	3	0	3	2	3	▲1	
窯業土石	43	44	▲1	2	10	▲8	8	2	6	12	12	0	5	4	1	1	0	1	2	3	▲1	2	4	▲2	11	9	2	
繊維製品	102	21	81	6	3	3	3	5	▲2	2	5	▲3	3	4	▲1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	85	1	84	
食料品	184	148	36	55	44	11	15	19	▲4	24	33	▲9	12	9	3	2	2	0	23	16	7	3	6	▲3	50	19	31	
印刷製本	9	6	3	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	4	▲4	0	0	0	0	0	0	0	1	▲1	3	1	2	
その他	66	72	▲6	10	15	▲5	15	13	2	22	18	4	5	5	0	0	3	▲3	2	3	▲1	5	6	▲1	7	9	▲2	
(自動車整備)	(15)	(21)	(▲6)	(0)	(4)	(▲4)	(5)	(6)	(▲1)	(2)	(3)	(▲1)	(4)	(1)	(3)	(0)	(2)	(▲2)	(0)	(1)	(▲1)	(3)	(2)	(1)	(1)	(2)	(▲1)	
鉱業	6	4	2	0	2	▲2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	
建設業	248	270	▲22	36	22	14	75	87	▲12	26	16	10	16	24	▲8	3	15	▲12	28	25	3	22	32	▲10	42	49	▲7	
土木建築	50	60	▲10	5	4	1	14	17	▲3	7	5	2	2	6	▲4	0	4	▲4	3	3	0	5	10	▲5	14	11	3	
(木建以外の建築)	(78)	(79)	(▲1)	(13)	(11)	(2)	(24)	(24)	(0)	(9)	(3)	(6)	(6)	(6)	(0)	(2)	(3)	(▲1)	(10)	(8)	(2)	(8)	(6)	(2)	(6)	(18)	(▲12)	
(木建)	(41)	(52)	(▲11)	(3)	(3)	(0)	(14)	(19)	(▲5)	(2)	(2)	(0)	(2)	(7)	(▲5)	(1)	(3)	(▲2)	(10)	(7)	(3)	(4)	(5)	(▲1)	(5)	(6)	(▲1)	
その他	79	79	0	15	4	11	23	27	▲4	8	6	2	6	5	1	0	5	▲5	5	7	▲2	5	11	▲6	17	14	3	
運輸交通業	303	326	▲23	38	46	▲8	89	87	2	30	34	▲4	46	45	1	17	39	▲22	4	5	▲1	13	6	7	66	64	2	
道路旅客	21	30	▲9	4	7	▲3	3	2	1	2	0	2	4	3	1	6	18	▲12	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
道路貨物	273	293	▲20	34	38	▲4	86	84	2	26	34	▲8	38	41	▲3	11	21	▲10	3	5	▲2	13	6	7	62	64	▲2	
貨物取扱業	22	17	5	9	6	3	4	2	2	4	2	2	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	▲1	2	5	▲3	
陸上貨物	18	14	4	8	6	2	2	2	0	3	2	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	▲1	
港湾運送	4	3	1	1	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	▲1	0	2	▲2	
林業	34	34	0	5	3	2	2	4	▲2	1	1	0	2	3	▲1	1	0	1	7	3	4	6	8	▲2	10	12	▲2	
第三次産業	993	850	143	311	261	50	122	96	26	43	50	▲7	187	150	37	78	95	▲17	45	39	6	20	32	▲12	187	127	60	
商業	298	261	37	109	76	33	41	29	12	9	21	▲12	44	42	2	26	39	▲13	22	9	13	11	13	▲2	36	32	4	
(卸売業)	(43)	(44)	(▲1)	(11)	(9)	(2)	(11)	(8)	(3)	(4)	(8)	(▲4)	(5)	(6)	(▲1)	(3)	(2)	(1)	(2)	(0)	(2)	(2)	(6)	(▲4)	(5)	(5)	(0)	
(小売業)	(231)	(190)	(41)	(92)	(62)	(30)	(26)	(16)	(10)	(4)	(9)	(▲5)	(34)	(31)	(3)	(22)	(36)	(▲14)	(18)	(9)	(9)	(7)	(6)	(1)	(28)	(21)	(7)	
<各種商品小売>	<12>	<13>	<▲1>	<7>	<7>	<0>	<2>	<0>	<2>	<0>	<1>	<▲1>	<1>	<3>	<▲2>	<0>	<0>	<0>	<1>	<0>	<1>	<1>	<0>	<1>	<0>	<2>	<▲2>	
<新聞販売>	<28>	<32>	<▲4>	<6>	<5>	<1>	<3>	<1>	<2>	<1>	<0>	<1>	<1>	<0>	<1>	<16>	<25>	<▲9>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<1>	<1>	<0>	
保健衛生	336	230	106	95	82	13	21	20	1	6	6	0	99	65	34	12	9	3	4	3	1	3	5	▲2	96	40	56	
(医療保健業)	(97)	(66)	(31)	(29)	(25)	(4)	(5)	(6)	(▲1)	(3)	(4)	(▲1)	(21)	(16)	(5)	(5)	(0)	(5)	(0)	(2)	(▲2)	(0)	(0)	(0)	(34)	(13)	(21)	
(社会福祉施設)	(232)	(163)	(69)	(61)	(57)	(4)	(16)	(13)	(3)	(3)	(2)	(1)	(77)	(49)	(28)	(7)	(9)	(▲2)	(4)	(1)	(3)	(3)	(5)	(▲2)	(61)	(27)	(34)	
接客娯楽	101	124	▲23	29	41	▲12	18	15	3	6	3	3	17	16	1	3	2	1	12	20	▲8	2	7	▲5	14	20	▲6	
(旅館業)	(14)	(36)	(▲22)	(2)	(16)	(▲14)	(7)	(5)	(2)	(0)	(1)	(▲1)	(3)	(5)	(▲2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(▲4)	(1)	(2)	(▲1)	(1)	(3)	(▲2)	
(飲食店)	(64)	(57)	(7)	(16)	(14)	(2)	(9)	(3)	(6)	(5)	(2)	(3)	(9)	(6)	(3)	(3)	(2)	(1)	(11)	(14)	(▲3)	(1)	(1)	(0)	(10)	(15)	(▲5)	
(その他の接客)	(23)	(31)	(▲8)	(11)	(11)	(0)	(2)	(7)	(▲5)	(1)	(0)	(1)	(5)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(▲1)	(0)	(4)	(▲4)	(3)	(2)	(1)	
清掃・と畜	84	73	11	28	23	5	23	10	13	13	10	3	9	7	2	2	4	▲2	4	6	▲2	1	4	▲3	4	9	▲5	
(ビルメンテナンス)	(38)	(26)	(12)	(17)	(14)	(3)	(11)	(3)	(8)	(0)	(1)	(▲1)	(5)	(2)	(3)	(2)	(3)	(▲1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	(0)	
(産業廃棄物)	(18)	(30)	(▲12)	(4)	(6)	(▲2)	(4)	(4)	(0)	(6)	(7)	(▲1)	(0)	(2)	(▲2)	(0)	(1)	(▲1)	(2)	(3)	(▲1)	(1)	(3)	(▲2)	(1)	(4)	(▲3)	
その他	174	162	12	50	39	11	19	22	▲3	9	10	▲1	18	20	▲2	35	41	▲6	3	1	2	3	3	0	37	26	11	
(警備業)	(17)	(22)	(▲5)	(5)	(3)	(2)	(4)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(4)	(▲2)	(3)	(6)	(▲3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(5)	(▲2)	
その他	38	48	▲10	7	7	0	11	12	▲1	4	7	▲3	0	4	▲4	0	0	0	3	5	▲2	1	5	▲4	12	8	4	

注1:災害件数は、労働者死傷病報告(様式第23号)による。注2:網掛けした業種は、第13次労働災害防止推進計画における重点業種である。

注3:令和2年1月1日から令和2年12月31日までに発生した労働災害で、令和3年3月31日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

注4:「第三次産業」は業種分類08~17である。注5:「その他」は、「農業」と「畜産・水産業」である。

令和2年分 死亡災害発生状況（確定値）

番号	業種	災害発生日	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
1	その他の建築 工事業	令和2年2月	15時台	墜落、転落	足場	工場敷地内の樹木を伐倒するため、足場（幅1.8m、高さ3.6m）を組み立て、第二層目（地面から高さ約2.3m）の作業床上で作業を行っている時、バランスを崩し作業床から約4.5m下の用水路へ墜落したと推定される。	
2	燃料小売業	令和2年2月	13時台	交通事故（道路）	乗用車	給油したドラム缶を車両に積み込んで事業場に戻る途中、行方不明となり、翌日の夕方、道路より15m下の川に転落している車両の中で発見されたもの。	
3	産業廃棄物処理業	令和2年2月	17時台	はさまれ 巻き込まれ	粉砕機	被災者の大きな声を聞いた同僚が廃プラスチック粉砕機のローラーの間に下半身を挟まれている被災者を発見した。	
4	その他の建築 工事業	令和2年3月	8時台	はさまれ 巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者は、トロンメル（土砂が混ざった産業廃棄物を、土砂と土砂以外にふるい分ける機械）を運転させながらチェーン部分に給油していたところ、投入口の受け部分と、回転していた円筒部分の間に巻き込まれたもの。	
5	その他の製造業	令和2年3月	7時台	飛来、落下	人力運搬機	パンの耳が入ったキャスター付きパレテーナ（約500kg）がトラックの荷室から落下し、キャスター付きパレテーナとプラットホームの間に被災者が挟まれたもの。	
6	一般貨物自動車運送業	令和2年6月	2時台	交通事故（道路）	トラック	被災者は中型トラックを運転して取引先で荷下ろし後、次の荷下ろし先に向かうために国道を走行していたところ、左カーブでセンターラインを越え、対向してきた大型トラックと衝突、被災者は死亡し、相手方トラック運転手は足を負傷した。	
7	その他の建築 工事業	令和2年6月	16時台	墜落、転落	その他の仮設物	躯体4階において、被災者を含む数人で型枠を解体したコンパネ又は型枠支保工を台車に乗せて作業構台まで運搬し、移動式クレーンにより積み降ろす作業を行っていたところ、被災者が作業構台上から13.5m下に墜落したものの。	
8	木造家屋建築 工事業	令和2年6月	9時台	墜落、転落	屋根	木造住宅新築工事現場において、高さ3.42mの1階屋根上で、地面の作業員から外装用下地合板（0.97×3m、重さ約20Kg）を受け取った後、地面に墜落したものの。	
9	一般貨物自動車運送業	令和2年7月	15時台	はさまれ 巻き込まれ	トラック	タンクローリーで次亜塩素酸ソーダの運搬及び圧送業務を行っていた労働者が、作業先の事業所において、傾斜地（11.9度）に車を停車し、次亜塩素酸ソーダの圧送作業を終えた後、圧送部分のホースを取り外すため車両を降りたところ、何らかの原因で車両が動き出し、車両と門扉との間に身体を挟まれたもの。	
10	電気通信工事業	令和2年7月	13時台	墜落、転落	はしご等	新築建屋外部階段の踊り場において、被災者は一人で、壁に立てかけた梯子に上り、発電機用の配線のよじれ解消作業を行っていた。災害発生時間、近くで作業していた作業員が「ドン」と大きな音がしたためにそこへ行くと、踊り場床面で、左側頭部から血を流して倒れている被災者を発見した。	
11	その他の産業 廃棄物処理業	令和2年7月	16時台	はさまれ 巻き込まれ	トラック	ゴミ収集車（パッカー車）のテールゲート内の回転板に上半身を挟まれたもの。	
12	その他の事業 その他	令和2年8月	11時台	激突	建築物	事務所の1階にある男子便所の個室で、倒れている被災者が発見されたもの。	
13	その他の建築 工事業	令和2年11月	9時台	切れ、こすれ	手工具	改修工事現場内の機械室屋上において貼り付けた防水クロスの余分な箇所をカッターナイフで切取る作業を行っていた際、誤って自身の左足ふくらはぎ部分をカッターナイフで切創したものの。	
14	その他の電気 機械器具製造業	令和2年12月	13時台	墜落、転落	はしご等	事業場製作棟車庫内において、脚立を使用し、天井部の鉄骨の塗装（ハケ塗り）作業を被災者単独で行っていたところ、コンクリート床に墜落したものの。	
15	自動車・同付 属品製造業	令和2年12月	16時台	はさまれ、巻き込まれ	その他の装置、設備	年末最終日、手分けして工場内の清掃作業を実施していたところ、樹脂ペレット計量器上に横たわり、樹脂ペレット貯留容器（サイロ）の上下開閉扉に上半身を挟まれている被災者が発見された。	
16	一般貨物自動車運送業	令和2年12月	8時台	激突され	トラック	工場敷地内で、粉粒体運搬車から石灰の荷降ろし作業中、被災者は車載タンク上部の作業台上（高さ3.3m）の上で、マンホールの状態を確認していたが、石灰が噴出してマンホールの蓋（直径約55cm）に激突され、地上まで墜落したものの。	